

徳島県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八号）第一項の規定により、令和二年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和二年七月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号） 第八条に規定する使用料（徳島小松島港和田島緑地に係るもの に限る。）の徴収の事務	小松島市
徳島県港湾施設管理条例第八条に規定する使用料（橋港中浦緑 地及び小勝緑地に係るものに限る。）の徴収の事務	阿南市